

改正派遣法に基づくマージン率の公開

一般財団法人公園財団

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(1) 派遣労働者の数	2 名
(2) 派遣先数	2 社
(3) 派遣料金の平均額	30,925 円（1 日あたり）
(4) 派遣労働者の賃金の平均	20,203 円（1 日あたり）
(5) マージン率	34.6%
(6) 教育訓練に関する事項	CS 研修、交通安全研修、消防訓練、外国語・手話研修
(7) 福利厚生に関する事項	社会保険完備、企業年金基金、家賃補助制度、退職金制度、資格取得助成制度、育児・介護休業制度、教育・住宅資金貸付制度

（平成 28 年度）